

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月14日

奈良県公安委員会

委員長 飯 降 政 彦

## 奈良県公安委員会規則第2号

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則

奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第9条第3号中「奈良県警察互助会、警察共済組合等」を「警察共済組合等」に改める。

第10条中「置き、自動車警ら隊を附置する」を「置く」に改める。

第12条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第15条を削り、第14条の2を第15条とする。

第32条中「2課」を「3課」に、「警備第二課」を「警備第二課  
警備第三課」に改める。

第33条第2号中「、整理」を「及び整理」に改め、「関すること」の次に「（警備第三課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第3号中「関連する犯罪」を「関連するもの」に、「及び警備第二課」を「、警備第二課及び警備第三課」に改め、同号中オからキまでを削り、同条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第34条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条の次に次の1条を加える。

（警備第三課）

**第34条の2** 警備第三課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) サイバー攻撃対策に関すること。
- (2) 国際テロリズム対策に関すること。
- (3) 外国人に係る警備情報の収集及び整理その他外国人に係る警備情報に関すること。
- (4) 次に掲げる犯罪の取締りに関すること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する犯罪

イ 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及び関税法（昭和29年法律第61号）に規定する犯罪のうち国際的な平和及び安全の維持に係るもの  
ウ 第33条第3号に掲げる犯罪その他警備犯罪で外国人に係るもの

第38条第1項中「、自動車警ら隊」を削る。

別表第1地域課鉄道警察隊の項中「第12条第7号」を「第12条第6号」に改め、同表地域課警察航空隊の項中「第12条第8号」を「第12条第7号」に改め、同表少年課少年サポートセンターの項中「第9号」を「第10号」に改め、同表捜査第一課検視官室の項中「第17条第8号」を「第18条第8号」に改める。

別表第3中自動車警ら隊の項を削る。

#### 附 則

この規則は、平成30年3月23日から施行する。